

財務省告示第四百十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平
成十四年十一月二十日に発行する利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第二百四十三回）	
二	発行の根拠の法律及びその条項
平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十四年法律第二十号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項	
三	発行方法
国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行	
四	発行額
額面金額で一兆八千億円のうち、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で一兆五千五百十六億八千四百三十五万円、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で二千四百八十三億千五百六十五万円	
五	払込金額
一兆八千百十四億八千四百四十一万二千元	
六	額面金額の
五万円、十万円、百万円、千万円、	

種類
発行
募集
の
価格
日
利率
の
子
の
過
利
子
の
払
込
み

一億円及び十億円の六種
平成十四年十一月二十日
額面金額百円につき百円六十四
銭
年一パーセント
(一) 国債募集引受団は、払込金
額に加えて、次の算式により算
出した金額を第十七号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 次に掲げる国債について
は、前記(一)の算式により算出
した金額から当該金額に百分
の二十を乗じた金額(ただし、
次に掲げる国債を発行時にお
いて取得する者が非居住者又
は外国法人である場合には、
前記(一)の算式により算出した
金額に当該非居住者又は外国
法人が適用を受ける所得税の
税率を乗じた金額)を控除す
ることができる。

イ 発行時において、登録(一)
括登録(国債の一括登録に
関する省令(昭和五十五年
大蔵省令第四号)第二十五条
二号に規定する一括登録を
いう。以下同じ。)を除く。
以下同じ。)がされている国
債の利子に係る所得税が源
泉徴収される者の記名によ
り登録されるもの。

口 発行時において、その利
子に係る所得税が源泉徴収
される一括登録に係る口座
に混蔵寄託されるもの。

八 発行時において、登録又は
一括登録されないもの（発行
時において、所得税法第十条、
第十一条若しくは第一百七十六
条第一項又は租税特別措置法
第四条、第四条の二、第四条
の三若しくは第九条の三第二
項に規定する利子の非課税に
係る要件を満たすものを除
く。）。

十一 初期利子
平成十五年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十三号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以
後の利子
毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十三 償還期限
十四 償還金額
十五 元利金支
十六 払場所
募集期間

平成二十四年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店、支店、代理店、
国債代理店及び国債元利金支払
取扱店並びに取扱郵便局
平成十四年十月二十四日から平
成十四年十一月十四日まで

十七
弘达期日
平成十四年十一月二十日